

令和3年第2回北海道議会定例会に提案する条例案(11件)

<一部改正条例>

1 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

○改正内容

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、防疫救治作業手当について心身に著しい負担を与える作業に従事した職員に対する加算措置を講ずる。

【結核等の感染症患者に接するなど、心身に著しい負担を与える作業に従事した場合】

日額 290円 ⇒ 580円 ※現行の日額に100/100を加算

(施行期日 公布の日)

2 北海道税条例等の一部を改正する条例案

(総務部財政局税務課 (22-459))

○改正内容

地方税法の改正に伴い個人の道民税、法人の事業税等について所要の改正を行うとともに、ゴルフ場利用税に係る電子帳簿保存制度を利用するための知事の承認手続を廃止することとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 令和3年度税制改正関係

ア 個人の道民税 (株式等譲渡所得割)

証券会社との間の投資一任契約に係る成功報酬等について、確定申告を行うことなく必要経費に算入できることを明確化

イ 法人の事業税

電気事業法の改正により新たに創設された電気事業についての課税方式を定める。

(2) 電子帳簿保存制度の簡素化

ゴルフ場利用税に係る道税関係帳簿を電子的に保存することを認める特例について、知事の承認手続を廃止する。

(施行期日 一部を除き、令和4年1月1日)

3 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部財政局税務課 (22-459))

○改正内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)の制定等に鑑み、過疎地域産業振興促進区域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を講ずるとともに、原子力発電施設等立地地域における課税の特例措置の適用期間の延長等を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

(1) 過疎地域産業振興促進区域における事業税等の課税免除

新過疎法に基づく市町村計画において振興すべき業種として記載された製造業、情報サービス業等の用に供する設備を取得するなどした事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び道固定資産税については、課税を免除する。

(2) 原子力発電施設等立地地域における事業税等の不均一課税

不均一課税の適用期間の延長 令和3年3月31日 → 令和13年3月31日

(3) 振興山村産業振興施策促進区域における不動産取得税等の不均一課税

国による地方税の減収補填措置の終了に伴う不均一課税の廃止

(施行期日 公布の日)

4 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(経済部観光局観光振興課 (26-591))

○改正内容

地域における住宅宿泊事業（民泊サービス）の運営状況等に鑑み、当該事業の実施を制限する区域を変更する。

※ 家主不在型や5室超の住宅宿泊事業が制限対象となる。

制限する区域		営業禁止期間
特定の市町村の区域内の知事が指定する小学校、中学校等の敷地の出入口の周囲100メートルの地域		授業が行われる日
追加する市町村	除外する市町村	制限市町村数
留寿都村	浦河町	63市町村（増減なし）

制限する区域		営業禁止期間
特定の市町村の区域内の知事が指定する住居専用地域等		年末年始を除く平日
追加する市町村	除外する市町村	制限市町村数
北見市、芦別市	浦幌町	38市町→39市町

※ 札幌市は独自に条例を制定しており、道条例の対象外。

(施行期日 市町村の追加は令和3年11月1日、除外は公布の日)

5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(農政部農政課 (27-102))

○改正内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）の制定に鑑み、従来の過疎地域に代えて、同法に基づく過疎地域等を北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金を使用して実施する事業の対象地域とすることとし、併せて規定の整備を行う。

※ 過疎地域を含む中山間地域等の活性化を図るため、基金の運用益により、農地等の地域資源の利活用に係る地域住民活動等への支援を実施

(施行期日 公布の日)

6 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案

(建設部住宅局住宅課 (29-503))

○改正内容

公営住宅法の改正に鑑み、道営住宅の不正入居者から明渡請求時に徴収する金銭に係る利息について変動制の法定利率を適用することとし、併せて規定の整備を行う。

(変更前の利率) 年5パーセントの割合 (変更後の利率) 法定利率 (※)

※ 変動制が導入されており、現在の法定利率は年3パーセント

(施行期日 公布の日)

各法律に基づく事業等の基準を定める条例関係… 3 件

No	条例案名	改正内容	施行期日
7	北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局地域福祉課（25-607））	生活保護法に基づく保護施設において感染症及び非常災害の発生時における利用者に対する処遇等を適切に実施することができるよう施設設置者が講ずべき措置を定める。	令和3年8月1日
8	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-707））	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事業に係る諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録等により対応可能とする。	公布の日
9	北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課（29-554））	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、旅客特定車両停留施設（バス及びタクシーの旅客の乗降のための道路施設）等において高齢者、障害者等が円滑に移動及び施設利用をするために必要な構造上の基準を定める。	公布の日

手数料に関する条例関係… 1 件

No	条例案名	改正内容	施行期日
10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-316））	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に鑑み、医薬品、医薬部外品及び化粧品等の保管のみを行う製造所の登録等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行う。	令和3年8月1日

< 廃止条例 >

11 国立研究開発法人森林研究・整備機構営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例を廃止する条例案

（農政部農村振興局農業施設管理課（27-303））

<p>○廃止の理由</p> <p>旧独立行政法人緑資源機構等が実施してきた特定中山間保全整備事業等の完了後相当の期間が経過したことにより、これらの事業に係る受益者からの負担金及び特別徴収金を徴収する必要がなくなった。</p> <p>※ 最後の事業地区である南富良野地区の事業完了（平成25年5月）から8年が経過し、制度上特別徴収金が発生しなくなったため。</p>
--

（施行期日 公布の日）